

熊本県公報

第 1 0 8 6 5 号
平成 14 年 7 月 24 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
字の区域の変更	(市町村総室) 1
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 2
家畜伝染病に係る届出	(畜産課) 2
〃	(〃) 2
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 2
公 告	
平成 14 年度熊本県クリーニング師試験の実施	(生活衛生課) 2
徴税吏員証及び検税吏員証の無効	(税務課) 4
開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村意見	(商工政策課) 4
大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃) 4
〃	(〃) 4
訓 令	
熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	(土地資源対策課) 5
登 載 依 頼	
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 6
くまもとアートポリスアドバイザー委員会の開催	(くまもとアートポリスアドバイザー委員会) 6
正 誤	
平成 14 年 7 月 12 日熊本県公告第 567 号(衛生総合情報システム開発 に関する検討業務に係る一般競争入札の実施)中	(健康福祉政策課) 6

告 示

熊本県告示第 577 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨本渡市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の 大字	変更前の 字	区 域	変更後の 大字	変更後の 字
本	瀧井手	3398 の 1 の一部、3398 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに 3400 に隣接する道路である国有地の全部	本	平 尾
本	小瀬鶴	3424 及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	本	平 尾
本	平 尾	3702 の一部、3706 の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	本	瀧井手
本	徳 十	3743 の 1 の一部、3743 の 4 及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに 3742 の地先の道路である国有地の一部	本	瀧井手

熊本県告示第 578 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
白寿園グループホーム 荒尾市一部字西山浦 2157 - 16 番地	社会福祉法人 杏風会	平成 14 年 7 月 8 日

熊本県告示第 579 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 14 年 7 月 9 日	球磨郡須恵村及び天草郡五和町	2 戸 5 頭	乳用牛

熊本県告示第 580 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 14 年 7 月 10 日	阿蘇郡一の宮町	1 戸 2 頭	乳用牛

熊本県告示第 581 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 陽向 八代市古城町 2914 - 1	有限会社 アニス	平成 14 年 7 月 15 日

公 告

熊本県公告第 610 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 14 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成 14 年 9 月 12 日（木）
 - ア 学科試験 午前 10 時から正午まで
 - イ 実地試験 午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 熊本県健康センター（熊本市東町四丁目 11 - 1）

2 試験科目

- (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実地試験

- ア 洗たく物の処理に関する知識及び技能
（ア）繊維別のクリーニング方法
（イ）しみ抜き方法及び薬品の鑑別
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
（1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者（新制中学校の卒業
者）
（2）クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 154 号）附則第 5 項に
規定する旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了し
た者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終わっ
た者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認め
られる者
- 4 受験手続
（1）クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
熊本県健康福祉部生活衛生課、各保健所及び熊本市保健所で配布する。ただし、
県外に住所を有する受験希望者にあつては郵送での配布も行う。この場合、封筒の
表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、120 円切
手を貼付した返信用封筒（角型 2 号：A4 サイズ）を同封のうえ、熊本県健康福祉部
生活衛生課（〒 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）に請求すること。
（2）提出書類
ア 願書
イ 受験資格を有する者であることを証明する次のいずれかの書類
（ア）最終学校（専修学校等を除く。）の卒業証書の原本又はその写し
（イ）最終学校（専修学校等を除く。）の卒業証明書
ただし、卒業証書の写しの場合は原本を願書提出先に持参し、原本と相違な
い旨の確認を受けること。
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっ
ている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸
籍の謄本（又は抄本）も提出すること。
（ウ）写真 1 枚（出願前 6 か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦 5 セン
チメートル、横 4.5 センチメートルのもの。なお、写真の裏に受験希望者の名前
を記入すること。）
（3）受験手数料 7,600 円
（4）受験手数料の納入方法
願書の所定の欄に熊本県収入証紙をちょう付すること。
（5）願書の提出先
熊本市に住所を有する受験希望者にあつては熊本市保健所、それ以外の受験希望
者にあつては熊本市保健所を除く県内いずれかの保健所へ提出すること。
なお、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部生活衛生課
（〒 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）へ提出すること。
（6）願書の受付期間
平成 14 年 7 月 29 日（月）から平成 14 年 8 月 12 日（月）まで（土曜日及び日曜
日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送による場合は、平成 14 年 7 月 29 日（月）から平成 14 年 8 月 12 日
（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。
（7）受験票の交付
受験票は、願書審査後、熊本県健康福祉部生活衛生課から願書記載の受験者現住
所へ送付する。
- 5 合格基準
（1）学科試験
3 科目の合計得点が満点の 6 割以上であること。（ただし、1 科目でも満点の 4 割
未満の場合は不合格とする。）
（2）実地試験
2 科目の合計得点が満点の 6 割以上であること。（ただし、いずれかの科目で満点
の 4 割未満の場合は不合格とする。）
- 6 合格者の発表
平成 14 年 10 月 4 日（金）午前 10 時に、合格者の受験番号を県下各保健所に掲示する
とともに、合格通知書を合格者あてに送付する。
なお、電話による照会には一切回答しない。
- 7 その他
（1）願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部生
活衛生課（電話 096 - 383 - 1111 内線 7184・7486）に行くこと。
（2）試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保
護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 22 条の規定に基づき、合格発表の日から
1 か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分ま
で熊本県健康福祉部生活衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示
する。

熊本県公告第 611 号

次の徴税吏員証及び検税吏員証は、紛失の届出があったので無効とする。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 8300438 号 平成 8 年 4 月 1 日交付

熊本県事務吏員 平川 博章

熊本県公告第 612 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字合生字玉蓮寺 2151 番 5
452.92 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字合生 2063 番地 1
清原 英二

熊本県公告第 613 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により人吉市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂人吉店
人吉市上薩摩瀬町園田 880
- 2 市町村意見の概要
特に無し
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 24 日から平成 14 年 8 月 23 日まで

熊本県公告第 614 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
くらし館国府店
熊本市国府三丁目 28 番 28 号
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び代表者の氏名
変更前 (株)壽屋 代表取締役 須藤 和徳
変更後 マックスバリュ九州(株) 代表取締役 坂野 邦雄
- 3 変更の年月日
平成 14 年 6 月 26 日
- 4 変更する理由
(株)壽屋閉店に伴う小売業者の入替え
- 5 届出年月日
平成 14 年 7 月 10 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 7 月 24 日から平成 14 年 11 月 23 日まで

熊本県公告第 615 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新外ショッピングセンター

熊本市健軍町 2726

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び代表者の氏名

変更前 (株)壽屋 代表取締役 須藤 和徳
 竹下薬品(株) 代表取締役 竹下 光伸
 (株)一休本舗 代表取締役 高木 陽一
 山麓園 甲斐 義朗
 変更後 (株)黒潮市場 代表取締役 津末 啓二
 (株)三喜 代表取締役 八木下 眞司
 甲斐 義朗 (個人)

3 変更の年月日

平成 14 年 5 月 28 日

4 変更する理由

(株)壽屋閉店に伴う小売業者の入替え

5 届出年月日

平成 14 年 7 月 10 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成 14 年 7 月 24 日から平成 14 年 11 月 23 日まで

訓 令

熊本県訓令第 48 号
公営企業管理規程第 16 号
教育委員会訓令第 11 号

本庁各部課(総室・室)
各地方出先機関
企業局各課
教育庁各課

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 14 年 7 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県公営企業管理者 佐 藤 博 治
熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
熊本県水資源対策会議設置規程(平成 5 年熊本県訓令第 36 号、平成 5 年公営企業管理規程第 10 号、平成 5 年教育委員会訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「企画開発部長」を「企画振興部長」に、同条第 7 項中「企画開発部次長」を「企画振興部次長」に、同条第 10 項及び第 11 項中「部会」を「専門部会」に改める。

第 6 条第 2 項中「企画開発部土地資源対策課水資源開発室」を「企画振興部土地資源対策課水資源開発室」に改める。

別表第 1 中「企画開発部次長」を「企画振興部次長」に、「企業局次長」を「企業局次長 政策調整課長」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

政策調整課長	財政課長	市町村総室長	企画課長	地域政策課長	土地資源対策課長
健康福祉政策課長	生活衛生課長	環境政策課長	環境保全課長	廃棄物対策課長	
長 県民生活総室長	商工政策課長	工業振興課長	企業立地課長	農政課長	経営
技術課長	農産課長	園芸生産流通課長	畜産課長	農村計画課長	農地建設課長
農村整備課長	林政課長	森林整備課長	森林保全課長	漁政課長	水産振興課長
監理課長	道路建設課長	道路維持課長	河川課長	都市計画課長	下水道課長
築課長	営繕課長	住宅課長	砂防課長	教育庁総務企画課長	教育庁高校教育課長
教育庁義務教育課長	教育庁施設課長	企業局総務課長	企業局経営課長		

附 則
この訓令は、平成 14 年 7 月 24 日から施行する。

登 載 依 頼

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

平成 14 年 7 月 24 日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会 副会長 峯 苦 光 明

- 1 開催日時
平成 14 年 7 月 26 日（金） 午後 2 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県八代総合庁舎（八代保健所）第 1 集団指導室
- 3 議題
(1) 救急医療告示医療機関について（非公開）
(2) 健康危機管理について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 傍聴は議題（ 2 ）以降となる。議題（ 1 ）については、会議終了後、可能な範囲で会議内容を説明する。
- 6 問い合わせ先
八代市西片町 1660 番地
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）
（電話 0965-33-3111）

くまもとアートポリスアドバイザー委員会公告第 1 号

平成 14 年度くまもとアートポリスアドバイザー委員会（第 1 回）を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 14 年 7 月 24 日

くまもとアートポリスアドバイザー 堀 内 清 治

- 1 開催日時
平成 14 年 7 月 31 日（水）
午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県下益城郡砥用町永富 1483
砥用町文化交流センター 大研修室
- 3 議題
(1) くまもとアートポリスの推進について
ア 最近のプロジェクト事業の概要について
イ 私たちのまちづくり事業について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局係員の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築課アートポリス班）
（電話 096-383-1111 内線 6215）

正 誤

平成 14 年 7 月 12 日熊本県公告第 567 号（衛生総合情報システム開発に関する検討業務に係る一般競争入札の実施）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	下から 4 行目	見積もった契約希望金額	入札書に記載する金額

